

議案第150号

大阪市立母子生活支援施設条例の一部を改正する等の条例案

(大阪市立母子生活支援施設条例の一部改正)

第1条 大阪市立母子生活支援施設条例（平成17年大阪市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から同年8月31日まで」に改める。

(大阪市立母子生活支援施設条例の廃止)

第2条 大阪市立母子生活支援施設条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年9月1日から施行する。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

東さくら園の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要がある、東さくら園を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立母子生活支援施設条例（抄）

附 則

1 省 略

- 2 市長は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間について大阪市立東さくら園の  
平成31年4月1日 同年8月31日

指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立東さくら園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 省 略

(参 考)

## 大阪市立母子生活支援施設条例

(設 置)

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条に規定する母子生活支援施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称       | 位 置         |
|-----------|-------------|
| 大阪市立東さくら園 | 大阪市東成区中本4丁目 |

(休館日)

第2条 施設は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(共用時間)

第3条 施設の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、施設の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(入所資格)

第4条 施設に入所できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第23条第1項に規定する保護者及び児童
- (2) 前号に規定する者のほか、緊急に施設において保護する必要があると認められる者

(入館の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 施設に入所した者に対する保護の妨げになるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者

(管理の代行)

第6条 施設の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 第1号に該当する者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第10条 市長は、第8条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮

し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 法第38条の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第11条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第38条の目的を達成するため必要な事業（入所の決定に係るものを除く。）の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他施設の管理に関すること

（施行の細目）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第7条から第9条まで及び第10条前段の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間について大阪市立東さくら園の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立東さくら園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあ

るのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。